

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

上場株式等の配当及び譲渡益に対する都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を一年延長する。

二、固定資産税の改正

高齢者等が居住する既存住宅について、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を三分の一減額する特例措置を創設する。

三、自動車取得税の改正

電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を二年延長する。

#### 四、その他

- 1 非課税等特別措置の整理合理化を行う。
- 2 信託法の制定に伴う新たな類型の信託等に対応するため、所要の規定の整備等を行う。
- 3 この法律は、一部を除き、平成十九年四月一日から施行する。